

様式第1号(第4条関係)

水道メーター検針事務委託契約書

相馬地方広域水道企業団企業長(以下「甲」という。)

(以下「乙」という。)とは、水道メーターの検針事務(以下「検針事務」という。)の委託について次のとおり契約を締結する。

(委託)

第1条 乙は、甲の指定する区域の検針事務をこの約定に定めるところにより、誠実かつ確実に履行しなければならない。

(検針事務の処理)

第2条 乙は、甲が定める日に検針データ入力済のハンディターミナルを受領し、これに係る区域の水道メーターの検針を定例日に行い、その検針の結果をハンディターミナルから「使用水量のお知らせ」に出力し、今回使用水量及び予定金額等を確認のうえ水道使用者に通知しなければならない。

2 乙は、検針済データ入力済ハンディターミナルを、甲の指定する日までに提出しなければならない。

3 乙は、甲から交付された検針データ等を、善良な管理及び注意をもって取り扱わなければならない。

4 甲は、特別の事由によりハンディターミナルに替えて検針票による検針事務を行わせることができる。この場合、乙は甲の指示に従わなければならない。

(検針不能の場合の措置)

第3条 乙は、水道メーターの故障、障害物積載、埋没その他の事由により、水道メーターの検針ができなくなったときは、水道使用者に認定水量及びその事由等を説明するとともに、ハンディターミナルにその旨の情報を的確に入力し、甲に報告しなければならない。

2 乙は、使用水量を認定するときは、水道使用者に水道メーター位置の状態を見せ、次回の検針日までに検針できるよう勧告しなければならない。

(異常水量等の措置)

第4条 乙は、検針の結果次のような異常があると認められるときは、口頭により水道使用者に通知し確認するとともに、ハンディターミナルにその旨の情報を的確に入力しなければならない。

(1) 使用水量が通常よりも多いとき。

(2) 使用水量が極端に少ないとき。

2 前項の確認により異常と認められるときは、水道使用者に勧告等の措置をとり、甲に報告するものとする。

(事故等に対する措置)

第5条 乙は、水道メーターが次の各号の1に該当するときは、前2条に準じた措置を行うほか、ハンディターミナルにその旨の情報を的確に入力し、甲に報告しなければならない。

(1) 指針が不進行であるとき。

(2) 破損等により正確な検針ができないとき。

(3) 水道メーターの取付方法が違っているとき。

(4) 水道メーターが不明なとき、その他異常があると認められるとき。

2 乙は、次の各号の1に該当するときは、必要な措置を行うとともに、その旨を甲に報告しなければならない。

(1) 無届転出しているとき。

(2) 水道使用者と異なる者が使用しているとき。

(3) 無届使用しているとき。

(4) 水道使用者から甲への連絡事項、苦情、その他の申し出を受けたとき。

(5) 漏水事故等を発見したとき。

(6) その他必要があると認められるとき。

(検針事務の検査)

第6条 甲は、乙が行った検針事務について、定期又は臨時に検査することができる。

2 甲は、乙が検針した使用水量等について、疑義があるときは再検針させることができるものとする。

(検針期間)

第7条 乙の毎月の検針期間は、甲が指定した期間とする。

(身分証明書)

第8条 甲は、乙に対し、身分証明書を交付する。

2 乙は、検針事務を行うときは常にこれを携帯し、関係人から請求があったときは、いつでも提示できるようにしなければならない。

(規程等の遵守義務)

第9条 乙は、検針事務を行うにあたってはこの契約に定めるもののほか、甲が定める規定及び甲の指示に従わなければならない。

(委託料)

第10条 甲は、乙の検針実績に基づき、次に定める基準により委託料を支払うものとする。ただし、誤検針、誤入力、誤計算又は誤記入のものについては、委託料を支払わない。

	区 分	単 位	金 額
件 数 割	市街地	1件	65円
	一般地区	1件	70円
経 験 加 算	委託契約を継続した回数	1回	1,000円

2 前項の市街地及び一般地区の区分は次のとおりとする。

市 街 地	相馬市中村、西山、中野、小泉(字山田、屋敷前を除く。)、沖ノ内、塚ノ町、新沼字坪ヶ迫、新沼字刈敷田、尾浜(字細田、原、札ノ沢、松川、棚脇を除く。)、原釜(字金草、札ノ沢、南戸崎、戸崎、北高野、荒田及び相馬港港湾施設内を除く。)、粟津字粟津、粟津字庭タリ前
一般地区	給水区域の市街地以外の地区

3 委託料は毎月の検針終了後30日以内に乙に支払うものとする。

4 第1項の経験加算は、 回を超えるときは加算しない。

(貸与品)

第11条 甲は、乙に対しハンディターミナルを貸与する。この場合、乙は、善良な管理及び注意をもって取り扱わなければならない。

2 乙は、この契約が終了したときは貸与品を遅滞なく甲に返納しなければならない。

(災害補償)

第12条 甲は、乙の委託業務中の災害については、原則としてその責を負わない。ただし、甲は、乙を被保険者とする傷害保険に加入するものとする。

2 乙の保険金額については、甲が別に定める。

(届出義務)

第13条 乙は、次の各号の1に該当したときは、速やかに甲に届け出なければならない

ない。

- (1) 乙の住所及び氏名に変更があったとき。
- (2) ハンディターミナル又は検針票その他関係書類を損傷又は紛失したとき。
- (3) 検針データを消失したとき。
- (4) 病気その他やむを得ない事由により、検針業務を行うことが出来なくなったとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、契約履行に当たって重要と認められる事由を生じたとき。

(損害賠償)

第14条 乙は、この契約に違反し又は検針事務の取扱いに関し、甲に損害を与えたときは、その損害額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(契約の解除)

第15条 甲は、乙が次の各号の1に該当すると認められるときは、この契約を解除することができるものとする。

- (1) 検針事務について不正な行為があったとき。
- (2) 病気その他の理由により検針事務を行うことが出来なくなったとき。
- (3) 契約に違反したとき(検針成績が悪く、かつその向上が見込みがないときを含む。)
- (4) 甲に損害を与え又は甲の信用を傷つける行為があったとき。
- (5) 前各号に定める場合のほか、甲が業務の都合により事務取扱いを変更したとき。

2 前項第4号の規定において、乙に損害が生ずることがあっても、甲はその責を負わないものとする。

3 乙が、やむを得ない事由によりこの契約を解除しようとするときは、その旨を2ヶ月以上前までに甲に申し出るものとする。ただし、甲が認めたときはこの限りではない。

(秘密の保持)

第16条 乙は、検針事務の実施に当たり業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。この契約を終了した後においても、また同様とする。

(事務引継)

第17条 乙は、委託契約の期間が満了したとき又は契約を解除したときは、甲が指定

する日までに委託した検針事務に関する一切の事項を整理のうえ、甲に引き継がなければならない。

(費用の負担)

第18条 検針事務にかかる貸与品以外の費用は、原則として乙の負担とする。

(協議事項)

第19条 この契約に定めない事項又は疑惑の生じた事項については、甲・乙協議して定めるものとする。ただし、協議が整わない場合は、甲の決定によるものとする。

(契約期間)

第20条 この契約期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。  
ただし、必要に応じて1年を単位として更新することができる。

この契約を証するため本書2通を作成し、各自1通を保有する。

年 月 日

相馬市大野台二丁目3番地の5

甲 相馬地方広域水道企業団  
企業長

住所

乙 氏名